



広報 おんが

7月号 No.201

発行 昭和52年7月10日

発行所 遠賀町役場庶務課

印刷 冷牟田印刷合資会社



どんな味かしら

(浅木小学校給食試食会から)

人のうごき (5月の住民基本台帳から)

人口	11,287人(+81)
男	5,427(+39)
女	5,860(+42)
世帯数	3,137戸(+22)

()内は前月比

7月の書簡用語
盛夏、酷暑、猛暑、炎熱
炎暑、暑さ厳しく
梅雨あけの暑気は格別で

花歴 はす(雄弁)
誕生石 ルビー(熱情)

20 7日 七夕
7日 海の記念日

文月(ふみづき)
書物の虫ぼしをすることから
文書をひろげ月、文月となま
ったもの。

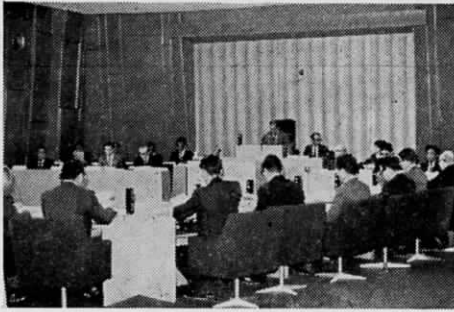
7月のこよみ



6月議会から

都市公園条例が制定されました 一般会計補正予算は 七千五百万円を計上

昭和52年6月定例議会は、去る6月24日開会され、一般会計補正予算及び都市公園条例の制定など12議案が提案され、会期9日間をもって慎重に審議の決果、原案どおり可決または採択となり、7月2日閉会となりました。



遠賀町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部改正について

乳幼児の医療証の切替えについて

ては毎年7月1日を基準に行われていますが、受給資格者の転出入等の移動を的確に把握することにより、毎年1回(7月1日)の更新を廃止し、当初1回の認定で3歳に達するまでの医療証の交付が受けられるわけで、住民サービスと医療事務の効率化を目的とした改正です。

遠賀町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部改正について

今回改正になった部分は、重度身体障害者等の受給資格の認定については、障害の程度が固定しているものが大部分ですので、毎年1回の更新を廃止し、当初1回の認定で3年間通用することに改められたもので、以後3年毎の更新となったものです。

町有河川・道路敷及び水面使用料及び占用料徴収条例の一部改正について

河川敷・道路敷等の使用料、占

用料については、昭和50年から据置きでしたが、諸物価及びその他の料金値上げにともない、福岡県の占用料金が既に改正されていますので、これに準じて料金の改正が行われたものです。

遠賀町非常勤消防団員に係る退職償金の支給に関する条例の一部改正について

本条例の一部改正については、「消防団員等公務災害補償等共済基金法」施行令の一部改正が行われ、退職報償金の額が増額となったことにもない、条例の改正となったものです。

遠賀町都市公園条例の制定について

本町は、ここ3〜4年来、急速に都市化の型態を備え、住環境の整備と相まって快適な生活を営むことは住民の願いでもあります。そういう状況の中で、公園施設については、今まで町の施設はな

でしたが、今後、都市化が進むなかで計画的に公園整備の必要から、都市公園条例の制定を行い、住民生活の健全化と公共の福祉増進をはかるうとするものです。

水稲無事戻し金の交付について
遠賀町農業共済条例の規定により、当該会計年度の前三会計年度において無事故の場合、共済掛金の2分の1を無事もどしをするることになっていきます。

補正予算

一般会計は、歳入歳出それぞれ七千五百七十九万九千九百六十円を補正し、予算総額は十七億九千九百六十三万三千円となりました。

歳入の主なもの

地方交付税 三〇、八五二万円
国県支出名 一〇、一一八千円
町 債 三三、〇〇〇千円

歳出の主なもの

人権擁護委員の推薦について
昭和52年6月30日で任期満了になりました人権擁護委員の推薦については、遠賀町今古賀柴田開氏を引続き同委員として推薦承認となり、法務大臣への委嘱手続きがとられることになりました。

請願案件は2件

※遠賀町木守・高家線(遠賀高校通学道路)の新設についての請願
※高令者、低所得者、失業者、の生活安定をはかり、社会保障、社会福祉、雇用失業対策の拡充を求める請願
以上請願2件については、紹介

議員から趣旨説明が行われ、各常任委員会に付託され、審議の結果請願の主旨にそって両請願とも採択となり、関係機関に申入れされることになりました。

道路維持修理費に二千六百万円(これは、町内生活道路の舗装や側溝整備などの維持修理)のほか前川排水路調査委託料千百万円、土地取得造成費繰出金六百七十八万二千元、都市公園整備費四百万円、その他、防火用水槽設置費三百三十四万円、庁舎等浄化槽、機械設備管理委託料三百九十四万四千円が主なものとなっています。

なお、補正予算は、一般会計のほか、農業共済事業特別会計、が四十万一千円、土地取得事業特別会計が三千八百八十八万二千元をそれぞれ追加し、事業をすすめることになりました。

夏は焼けつくような太陽とともに、海や山に出かける機会も多くなり、また涼を求めるの夜遊びなども多くなりますが、これが誘因となって暴力事件や性犯罪なども多くなります。また家庭ではむしろ暑さのため戸締りなどもおろそかになって、空巣や忍び込みなどの侵入盗犯や婦女にいたずらする性犯罪などが増加します。

事故のない楽しい夏を過ごすために、次のことをみんなで注意しましょう。

暴力事犯の防止

海水浴場やキャンプ場では解放的な気分になり、ちよつとしたひやかし、からかいなどから暴力事件に発展する場合がふえま

す。

○暴力事件を防ぐために
○海水浴場などでいいがかりをつけられるような不用意な言動をしない。

○酒に酔って夜おそくまでうろついたり、いたずらしたりしない
○暴力を受けたり、見たり聞いたりした時は、小さな事でも届出る

○暴力団などからみかじめ料や寄付金の要求があっても拒否して届出るなどを掛けましょう。

侵入盗の防止

暑さのため戸や窓を開け放ち、網戸だけで就寝するなど夏はと



かく戸締りが不十分になって、ドロボーの侵入が容易になり、思わぬ被害にかかるとは、ドロボーの被害を防ぐために

○夜就寝するときは確実に戸締り

夏の防犯

○家を留守にするときは、確実に戸締りをして、隣近所に留守をたのみましょう。

○泊りがけで留守にするときは、新聞、牛乳などの片づけを近所にたのみ、留守であることが判らないようにしましょう。

性犯罪(チカン)の防止

○多額の現金は家に置かない。などを励行しましょう。

女性だけの海水浴やキャンプ、暗い夜道の一人歩き、就寝時の戸締りの不完全などが誘因にな

つて性犯罪も多くなってきました。性犯罪を防ぐため次の事項に注意しましょう。

○ちよう着的な服装や言動をしな

い。

○浴室や寝室はのぞかれないようカーテン等を設ける。

○夜おそくなつたときは、駅やバス停まで家の人に出迎えてもらうか、タクシーを利用し、一人歩きをさける。

○見知らぬ人からの誘いにはハッキリした態度で断る。

○女性だけの小人数のキャンプや夜の海水浴はさける。

○矛盾、不一致 両親が子どもの教育方針や方法について考え方がまちまちで躰が

あきまぐれ

ある場合は注意しましょう。

○金使いが荒くなる

○ことば使いや態度が変わる

○うそが多くなる

○夜遊びや外出、外泊が多くなる

○帰宅時間が遅くなる

※危険な親の態度

○放任 関心がうすく、放りっぱなしにしている。

○厳格 頭からおしつけ、子ども

の言い分を聞かない。

○でき愛 わがままを通させ、子どもの言いなりになる。

▽51年中の刑法犯少年

○殺人 7 ○強盗 48

○放火 10 ○強姦 41

○暴行 493 ○傷害 418

○脅迫 5 ○恐喝 398

○窃盗 6694 ○詐欺 16

○横領 123 ○賭博 9

○わいせつ 30 ○その他 385

合計 8677

青少年の非行防止

学校の夏期休暇も近づいてきました。

夏期中における少年の非行防止には、特にご協力をお願いします。

子供の理由のない夜間外出は非行の窓口とも言われていますが特に夏期中の夜間外出による不良化が目立っています。

外出して帰りが遅い場合は、放任せず行先をたしかめることも必要です。

次のような事に思い当るふしがある場合は注意しましょう。

▽51年中不良行為少年

○凶器携帯 18 ○乱暴 31

○けんか 181 ○たかり 38

○家出 690 ○怠学 2464

○怠業 140 ○物品特出 27

○不純異性交遊 425

等総計 27258

更生保護事業援助金の御協力について

罪を犯した人は、いろいろ刑罰を受けてその償いをしますが、又家庭に帰って社会人として生活することになり、再び過ちをくり返すことのないよう、立派に更生させることは、私たちの社会を明るく住みよいものとする上から極めて大切なことです。この趣旨から法務大臣の委嘱を受けた保護司が、それぞれの地域でこのような人たちの身上相談や職業斡旋等に応じて指導援護し、本人の更生を助けるとともに社会の安全と福祉を守るために努力しておられます。今年も7月1日から31日までの1ヵ月間社会を明るくする運動月間に入ります。この運営資金としての援助金に皆様方の心からの御協力をお願いいたします。

トピックス

虫生津の嶺久彦さんの畑で、1本のつるに2コ実のついたカボチャがみつかり、近所の話題になっています。



国民健康保険税について



人のことを納税義務者といいますが、その人は世帯主です。ですから、たとえば世帯主が国民健康保険の被保険者でなくても、その人の家族が一人でも国民健康保険にいらなければならない。その世帯主が納税義務者となります。

資格発生の日から納める

国民健康保険加入のための手続きを窓口でしたときにはじめて被保険者の資格を得て、そのときから保険税を納めればよいというように考えがちですが、実は被保険者の資格届(つまり窓口でする加入手続)をする、しないにかかわらず、実際にその住所地に住みはじめたとき、あるいは他の健康保険の適用を受けなくなったときから法律上の納税義務が世帯主に発生しているわけです。ですから、保険税の納入はその時の月分からということになります。したがって

国保加入の手続きがおくられるとさかのぼって保険税を納めなければならず、その間保険証を交付されていませんので、保険診療を受けられないといういわば損するような結果になります。

保険税のきめかた

その年の保険税は、4月1日現在できめられ、被保険者の前年中

の所得金額や、固定資産税、家族の人員などを基礎にして算出されます。なお税率は所得割5.8パーセント、資産割30パーセント、均等割(1人当り)四千五百円、平等割(1世帯当り)七千円で算出されます。

例えば、51年中の所得額が百五十万円(51年1月～51年12月までの所得)、固定資産税が八千円で家族が4人の場合は、

所得割	$1,500,000円 \times 0.058 = 87,000円$
資産割	$8,000円 \times 0.3 = 2,400円$
均等割	$4,500円 \times 4人 = 18,000円$
平等割	7,000円
年 税 額 (合計) 114,000円	

十一万四千円が年税額として課税されます。

52年度の国民健康保険税の最高限度額は法律の改正により十五万円が十七万円になりました。

国保税の納期

1年間の国民健康保険税は4期にわけて課税され、納期は1期が

5日1日～5月31日、2期が8月1日～8月31日、3期が11月1日～11月30日、4期が1月1日～1月31日です。

なお、1期の課税額は前年度に支払った税額の4分の1が仮に課税され、8月において本課税されます。

擬制世帯主に係る 保険税の負担の廃止

今までの擬制世帯主に対して所得割、資産割を被保険者の人数分だけ負担をしていたが、52年度から一切納める必要はなくなりました。

▽消防119コーナー△

子供を水の事故から守りましょう

夏は水泳の季節です。毎年、水の事故で幼い命が失われています。

このような事故は、大人のちょっとした注意によって防げるものです。次の事に注意して、子供を水の事故から守りましょう。

- ▽子供だけで水泳に行かせない
- ▽天気の良い日は水泳に行かせない
- ▽水泳の前には必ず準備運動をさせる
- ▽長時間泳がせないで、必ず休憩をとらせる

花火による火災を防ぎましょう

花火は夏の風物刺です。しかし花火の不始末による火災や事故も花火の消費量の増加とともに多くなっています。

子供にとって花火は楽しみのひとつですが、注意を怠ると大変な事故になります。

次のことに注意をして、花火による火災や事故を防ぎましょう。

- ▽途中で火が消えても、のぞかないようにしましょう。
- ▽花火の火薬を取り出したり、他の火薬と混ぜ合せたりしないようにしましょう。
- ▽使い終わった花火やマッチは、水バケツに入れて完全に消火しましょう。

火災救急発生状況(1月～5月)

火災	救急	速達	水巻	岡垣	芦屋	合計
0	94					
7	161					
4	130					
7	104					
18	489					

☆開催

※中華人民共和国展覧会
新しい中国をみよう

▽会期 9月15日～10月11日
▽時間 10時～17時30分
▽会場 西日本総合展示場
(小倉駅北側300m先)

▽前売入場券発売中
◎問い合わせ先 役場庶務課

※青少年女子球技大会

今年度も、夏休みの恒例スポーツ行事である、少年ソフトボール大会と少女バレーボール大会が左記の通り開催されますので各地区ともふるって御参加下さい。

▽少年ソフトボール大会

期日 7月31日(日)
時間 午前8時試合開始
会場 島門小学校
浅木小学校
遠賀中学校

チーム編成

小学生5名
中学生4名
(中学生は2年生まで)

▽少女バレーボール大会

期日 7月31日(日)
時間 午前8時試合開始
会場 遠賀中学校体育館
とグラウンド

チーム編成

小学生4名

中学生5名
(中学生は3年生まで認める)

※第18回遠賀郡民体育大会

▽趣旨 広く郡民の間にスポーツの普及発展をはかり、健康で明朗な郡民生活の確立に寄与しよらとするもの。

▽期日 昭和52年8月7日(日)
▽実施方針 郡民多数の参加をうめるよう、青年の部、一般の部等の区分をもうけ、中学生、婦人会等オープン競技も加える。

▽競技方法 各町対抗とする

▽実施競技()内は会場

- ①陸上競技(芦屋町) 青年の部・一般の部・中学生の部、
- ②軟式庭球(芦屋町) 一般の部
- ③相撲(芦屋町) 青年の部・一般の部
- ④バスケットボール(遠賀町) 青年の部・一般の部
- ⑤柔道(遠賀町) 青年の部・一般の部
- ⑥剣道(遠賀町) 青年の部・一般の部
- ⑦バレーボール(水巻町) 青年の部・一般の部
- ⑧弓道(水巻町) 一般の部
- ⑨軟式野球(水巻町) 一般の部
- ⑩卓球(岡垣町) 青年の部・一般の部
- ⑪バトミントン(岡垣町) 青年の部・一般の部
- ・壮年男子の部

以上11種目が当日郡内の各会場で行なわれます。本町からも

多数の参加をお願いします。
尚詳細については町教育委員会社会教育課又は各地区公民館長、体育部長、体育指導委員にお問い合わせ下さい。

☆募集 中

※遠賀町手をつなぐ親の会々々員

遠賀町手をつなぐ親の会(松尾隆助会長、会員24名)では、心身障害児(者)の福祉向上を目的に活動を進めています。また、心身障害児(者)及びその家庭を対象に会員を募集しています。

加入を希望される方、また加入についてのお問い合わせは、役場住民課へお尋ね下さい。

※九州芸術祭文学賞作品(小説)

詳細は、電話092(771)0188、九州文化協会へお問い合わせ下さい。

※遠賀町勤労者バレーボール部員

町内の勤労者を対象にバレーボール部員を募集しています。男女年令を問いませんのでお気軽に御参加下さい。

入部希望の方は左記の時間に遠賀中学校体育館までおいで下さい。

▽時間 午後7時～9時30分まで
なお入部等の問い合わせは、電話③0716、毛利義夫氏へ

☆試験と講習会

※昭和52年度消防設備士試験とその準備講習会

詳細については、電話③1231、遠賀郡消防本部予防課へお問い合わせ下さい。

※昭和52年度狩猟者講習会

狩猟をする為には、必ず狩猟をしようとする県の狩猟免許を受けなければなりません。52年度の狩猟者講習会が開催されますのでお知らせします。詳細につきましては、猟友会支部、農林事務所林務課、又は役場産業課に問合せ下さい。

▽電話 役場産業課
③1234内線243番

※卓球競技審判員養成講習会

▽期日 7月24日(日)
▽会場 芦屋町民会館
▽対象 5年以上の卓球歴があり今後卓球競技の普及発展に努力する者(中学生以下は除く)

▽受付 午前9時30分～10時
▽費用 千八百円
▽申込 7月14日までに、教育委員会社会教育課へ

▽持参品 筆記用具、昼食
運動のできる服装

電話③1355

※民踊講習会

例年盆踊りを前にして民踊講習会を開催しておりますが、本年も左記により開催しますので、各地区公民館、婦人会、青年会等多数の参加をお願いします。
▽日時 7月18日(月)
午後6時30分集合
午後7時開始

▽会場 遠賀中学校体育館

▽講師 英流家元・英聖峰先生

▽曲目 ①島甚句②尾鷲節③日本太鼓④一休さん⑤日本婆さん音頭

▽当日会場でレコードの販売もあります。

▽集合時刻は厳守して下さい。

※子供会野外活動指導者研修会

町内の子供会育成会員、指導者の方を対象に野外活動研修会を左記により開催します。
▽期日 7月16日(土)午後2時30分より7月17日(日)午後12時まで

▽会場 浅木小学校グラウンド

▽研修内容 野外活動の意義
講演 キャンプの計画と運営
実技 テントの設置と徹夜
野外調理法
キャンプファイヤー



今月の税金

固定資産税 二期分

納期限 7月25日まで

期限内に完納しましょう

衛生係から

※乳児相談

▽期 日 7月18日(月)

8月は中止致します。

▽時 間 10時~11時30分

▽対 象 者 1歳未満児

▽場 所 役場保健室

▽持 参 品 母子手帳

※結核レントゲン検診結果及び洩れ者再検診

◎結果通知

6月に実施致しました検診結果につきまして役場より7月20日までに連絡のない人は、異状ありませんので個人通知は致しません。

◎洩れ者検診

▽対 象 者 町内住民全員

(学生、保育園児、事業所勤務者及び6歳未満児は除きます。)

※夏期ゴミ収集時間の変更

夏期のゴミ収集時間を次のとおり変更致しますので間違いのな

いように搬出して下さい。

お盆休み

▽収集時間 7時30分から(従来は8時から)

▽期 間 7月20日(火)~8月31日(水)

※シ尿、ゴミ収集の盆休み

シ尿及びゴミ収集については次のとおり休みますのでお知らせ致します。

▽期 間 8月13日~15日(土曜日~月曜日)

※盆休みに伴うシ尿くみ取り

初盆等により来客が多数考えられる家庭で臨時くみ取りを希望される方は8月5日(金)までに役場衛生係まで印鑑持参の上申込んで下さい。

※老人憩の家

8月13日~8月15日

※中央公民館

8月13日~8月15日

香典返しのお礼

次の方々から町社会福祉協議会にご寄付をいただきました。心から故人のご冥福をお祈りし、厚くお礼申し上げます。

故三谷サワ様

(別府)三谷政雄殿

故添田秀治様

(浅木)添田由馬殿

故谷口芳吉様

(浅木)谷口芳郎殿

故江藤健次郎様

(島津)江藤 和良殿

故門司マサ子様

(尾崎)門司 武英殿

故小西儀三次様

(木守)小西 藤好殿

故井口正光様

(鬼津)井口 信子殿

故林 ミヤ様

(尾崎)林 一殿

故二村幸男様

(鬼津)二村 幸光殿

故下川辺忠三様

(新町)下川辺正典殿

故沢 秀雄様

(虫生津)沢 秀利殿

故増田アヤ子様

(浅木)増田 俊光殿

また遠賀町区長会より社会福祉協議会へ寄附金を頂きました。紙面をもちましてお礼申し上げますとともに、有意義に使わせて頂きます。

表紙

浅木小学校で給食の試食会がありました。試食に参加されたのは1年生の生徒をお持ちのちの母さん方で、我が子の食べている給食はどんな味かと、日頃食べた自満の舌で採点しておられました。

当日の献立は、いためそばりんご、マーガリン、パン、それに牛乳でした。

家事相談

福岡家庭裁判所(小倉北区金田1丁目4番1号)では、夫婦親子、扶養及び相続の問題など家庭内のもめごと、親族間の争いごとなどについて、毎日(日曜、祝日、土曜の午後を除く)なお、火、金曜日は午後6時まで)無料で相談に応じています。



また、希望に応じて相談日に審判や調停の申し立てをすることができるよう便宜を計っています。

相談の内容や申し立てされた事

▽時 間 午後1時~4時まで

▽場 所 遠賀町旧公民館広間(曜日)

心配ごと相談

家庭の悩みや交通事故の相談など、困っている問題について相談を受けま

す。相談内容について秘密厳守をいたします。

▽相談日 毎月10日、23日(当日が日曜、祝祭日の場合は次週の月曜日)